

一般廃棄物処理委託仕様書

[収集運搬・処分用]

1 目的

本仕様書は、公立大学法人横浜市立大学がその事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集運搬及び処分を、受託者に委託するにあたり、収集運搬及び処分を委託する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）を適正に処理することを目的として、必要な事項を定めるものである。

2 書類の作成

委託者、受託者は契約書の作成に当たり、別紙1に必要事項を記入し委託契約書に綴り込むものとする。

3 業務の内容

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を厳守のうえ、委託者の指定する場所から指定する頻度で、指定する場所まで一般廃棄物の収集運搬を行うこと。リサイクル対象物については適切にリサイクル処理を行う。

4 一般廃棄物の種類と数量等

一般廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び通常の保管状況下での腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項等は、次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	名称	特別管理廃棄物	数量単位 (kg)	性状及び荷姿	腐敗、揮発等の性状の変化
紙屑	一般廃棄物（混合）	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	310,000	ビニール袋	なし
繊維屑	一般廃棄物（混合）	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当		ビニール袋	なし
滅菌済一般廃棄物	一般廃棄物（混合）	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当		ビニール袋	なし
古紙	ミックスペーパー	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	60,000	ひもかけ・バラ	なし
ダンボール類	ダンボール	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	61,000	バラ	なし
機密文書	ミックスペーパー	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	75,000	箱詰め	なし
生ごみ	厨芥類	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	90,000	ビニール袋	あり

5 収集運搬の頻度等

一般廃棄物の収集場所として委託者が指定する場所及び収集頻度等は次のとおりとする。

収集する場所の名称 : 横浜市立大学附属市民総合医療センター
収集する場所の所在地 : 横浜市南区浦舟町4丁目57番地
収集の頻度 : 概ね 9回/週、その他仕様書のとおり

6 処分の方法 (ア又はイに□する)

■ア 次のとおり指定する。

一般廃棄物は焼却、その他はリサイクル

□イ 別紙1の3に記載するとおりとする。

また、本業務を受託した受託者が、業務内容で廃棄物処理を受託することはできず、廃棄物処理を他者に行わせる場合、処理業者の処理能力、処理業の許可証等必要な情報を示したうえであらかじめ委託者の承諾を得なければならない。委託者は、処理業者を適切であると判断した場合、同意書を作成し、委託者は処理業者と処理の契約を締結する。

7 積替え又は保管

委託者及び受託者は、積替え又は保管について次のとおりとする。

委託者は、受託者が積替え又は保管を行うことを（認める ・ 認めない）

8 義務と責任にあつては次のとおりとする

(1) 委託者

ア 委託者は、一般廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供するほか、適宜又は受託者との協議により必要な情報を受託者に提供する。

他の一般廃棄物との混合等により生ずる支障：なし

イ 委託者は、一般廃棄物の搬出の都度、一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記入し受託者に交付する。

(2) 受託者

ア 受託者は、一般廃棄物を、その積込み作業の開始から別紙1の処分場所における処分の完了まで法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

イ 受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出する。翌年3月末終了後は、委託完了報告書を提出すること。

ウ 受託者は、委託者から送られた電子マニフェストを運搬業務終了後に必要事項を入力して処理業者へ送信すること。処理業者は業務終了後に必要事項を入力して送信すること。
受託業者は処理・処分が終わったことを確認して廃棄物処理が終わったことを委託者に知らせること。

9 契約の定め又は法令の規定等によりこの契約を解除する場合であつて、この契約に基づき委託者から引渡しを受けた一般廃棄物の処理を受託者が完了していないときは、受託者の責任で処理を完了すること。

10 再委託

委託契約約款第6条本文に規定する部分以外の再委託を行おうとする場合についても、受託者はあらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

この場合及び同約款第6条のただし書の規定により、委託者の承諾を受けようとする場合において受託者は次の事項についてあらかじめ委託者に明示した上で、委託者の書面による承諾を得なければならない。

(1) 再委託しようとする者の氏名又は名称

(2) 再委託しようとする者が当該委託の履行が可能であること。

(3) 再委託しようとする者が、当該委託の履行に必要な許可を受けた者であること。

11 委託料

- (1) 受託者の委託する廃棄物の運搬・処理業務に関する処理委託料については、委託者と受託者において別に定める。
- (2) 運搬・処理業務委託に係わる消費税及び地方消費税については、受託者が負担する。
- (3) 運搬・処理業務委託に消費税及び地方消費税を上乗せした結果、計算上生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) 委託者が受託者に支払う委託料は、運搬と処理に要する費用を含む。
- (5) 項目6 (1)において処理に要する費用については、委託者が受託者を通じて処理業者へ支払うこととする。

12 その他

- (1) 受託者は、この契約を締結するとき、委託された業務の範囲を証する許可証の写しを委託者に提出し、許可書の写しを契約書を綴り込むものとする。契約期間内に許可事項を変更したときは、その旨を受託者に通知するとともに、変更後の許可書を提出する。
- (2) 受託者は、積込み終了後の集積場所付近を清潔に保つよう努めなければならない。
- (3) この仕様書に定めるほか、年末年始の業務実施に関する事項については、必要に応じて、双方協議して定める。
- (4) 受託者は、契約締結後は「個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項」に基づき、速やかに研修を実施し、報告書（個人情報取扱特記事項第12条）（様式1）及び誓約書（様式2）を提出すること。

別紙 1

1 受託者の事業範囲

受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証等の写しを契約書に綴り込むものとする。なお、許可証等の記載事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証等の写しを委託者に提出する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲等

許可都道府県・政令市	:	_____
許可証の有効期限	:	_____
事業の範囲	:	(積替保管 有り 無し)
一般廃棄物の種類	:	別添許可証のとおり
許可の条件	:	_____
許可番号	:	_____
許可都道府県・政令市	:	_____

許可証の有効期限 : _____
事業の範囲 : (積替保管 有り 無し)
一般廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

(2) 処分に関する事業範囲等

許可都道府県・政令市 : _____
許可証の有効期限 : _____
処分の方法 : _____
処分の場所 : _____
一般廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

(3) 再生に関する事業範囲等

ア ダンボール

許可都道府県・政令市 : _____
許可証の有効期限 : _____
処分の方法 : _____
処分の場所 : _____
一般廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

イ ミックスペーパー

許可都道府県・政令市 : _____
許可証の有効期限 : _____
処分の方法 : _____
処分の場所 : _____
一般廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

ウ 機密書類

許可都道府県・政令市 : _____
許可証の有効期限 : _____
処分の方法 : _____
処分の場所 : _____

一般廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
許可の条件 :
許可番号 :

エ 厨芥類

許可都道府県・政令市 :
許可証の有効期限 :
処分の方法 :
処分の場所 :
一般廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり
許可の条件 :
許可番号 :

2 積替え又は保管

委託者は受託者が積替え又は保管を行うことを認めた場合に、委託された一般廃棄物の積替え又は保管に係る事項を以下のとおり定め遵守する。

ア 積替え又は保管場所に関する事項

(ア) 積替え又は保管場所の所在地 :
(イ) 保管できる一般廃棄物の種類 :
(ウ) 積替えのための保管上限 :

イ 受託者は、積替え保管の場所において、この契約に係る一般廃棄物を種類の異なる一般廃棄物同士又は他の廃棄物と混合してはならない。ただし、排出行程、性状等が委託する一般廃棄物と同等であるとして委託者が混合を認めた場合は、この限りではない。

3 処分の場所の所在地等

受託者は、一般廃棄物の処分を次のとおり行う。

ア 一般廃棄物

処分場所（事業場）の名称 :
処分場所の所在地 :
処分又は再生の方法 :
処分又は再生に係る施設の処理能力 :

イ ダンボール

処分場所（事業場）の名称 :
処分場所の所在地 :
処分又は再生の方法 :
処分又は再生に係る施設の処理能力 :

ウ ミックスペーパー

処分場所（事業場）の名称 : _____
処分場所の所在地 : _____
処分又は再生の方法 : _____
処分又は再生に係る施設の処理能力 : _____

エ 機密書類

処分場所（事業場）の名称 : _____
処分場所の所在地 : _____
処分又は再生の方法 : _____
処分又は再生に係る施設の処理能力 : _____

オ 厨芥類

処分場所（事業場）の名称 : _____
処分場所の所在地 : _____
処分又は再生の方法 : _____
処分又は再生に係る施設の処理能力 : _____

4 最終処分について

委託者が委託した一般廃棄物の処理が最終処分できないとき、当該一般廃棄物の処理残さの最終処分については次のとおりとする。

最終処分場（事業場）の名称 : _____
最終処分場所の所在地 : _____
最終処分の方法 : _____
最終処分に係る施設の処理能力 : _____

